



(裏面)

注意

受給者が他の市区町村に住所を変更したことにより子ども手当の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に子ども手当の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。

なお、ウの(カ)又はエを○で囲んだ場合は、( )内にその理由を具体的に記入してください。